

## 公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程

(平成5年12月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員就業規則(以下「規則」という。)第18条の規定により公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当、住居手当、扶養手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除いたものとする。

(給料)

第3条 この規程に定める給料は、別表第1に定めるところによる。

(職務の分類)

第3条の2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職制名及び職務内容は別表第2に定めるところによる。

(初任給及び昇給等)

第4条 職員の等級は、次のとおりとする。

(1) 満60歳未満で採用した者 1級から7級まで

(2) 満60歳以上で採用した者 8級

2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

3 職員(55歳に達した日後最初に到来する次条に定める日以降に在職する職員を除く。)が、現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、4号俸上位の号俸を標準として昇給させることができる。

4 職員の給料月額が、その属する職務の級における号俸の最高額に達した場

合には、その者が同一の職務にある間は昇給しない。

5 前3項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の時期)

第4条の2 前条に規定する昇給の時期は、1月1日とする。

第5条 前条に規定するものを除くほか、職員の初任給及び昇給については理事長が別に定める。

(給料の支給)

第6条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の1日から末日までとし、給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、理事長が特に必要と認めるときは支給定日を繰り下げ、若しくは繰り上げ、又は分割して支給することができる。

第7条 新たに職員となった者には、その発令の日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その発令の日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日までの給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月までの給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から規則第20条第1号に定める勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 給料を支給する場合に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(給与の減額)

第8条 職員が、勤務をしないときには、その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 前項の勤務しなかった時間は、その給与期間の全時間数によって計算し、この場合において1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは、切り捨てて

計算するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して 90 日を超えて引続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇にかかる日につき、給料の半額を減じて支給する。

第 9 条 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間以降の時間外勤務手当又は給料からこれを控除する。ただし、離職、休職等の場合において減額すべき給与額が給料からこれを控除できないときは、その他の未支給の給与から控除する。

（休職者の給与）

第 10 条 職員が、業務上負傷し、若しくは疾病にかかり又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり規則第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が、前項以外の心身の故障により規則第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまではこれに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 以内を支給する。

- 3 規則第 30 条の規定により休職にされた職員には、他の規定に別段の定めがない限り前 2 項に定める給与を除く外他のいかなる給与も支給しない。

- 4 第 2 項に規定する職員が、休職期間内で第 17 条第 1 項に規定する基準日 1 か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に理事長が定める日に第 2 項の例による額の期末手当を支給することができる。

（地域手当）

第 11 条 地域手当は、民間における賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、別に定める職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 6 を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

第 12 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。）
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として 6 か月を超えない範囲内で 1 か月を単位として規則で定める期間をいう。以下同じ。）につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 か月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）
  - (2) 前項第 2 号に掲げる職員 別表第 3 に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ同表に定める額
  - (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の

利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間の最初の月の規則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当の支給を受けた職員は、通勤手当に係る支給単位期間の途中で離職その他の規則で定める事由により通勤手当が不要となった場合又は通勤手当の額に変更があった場合は、これらの事由が生じた後の期間を考慮して、規則で定めるところにより、通勤手当の一部を返納しなければならない。
- 5 前各号に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（時間外勤務手当）

第 13 条 職員が、規則第 20 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する休日に勤務（正規の勤務時間外の勤務を含む。）を命ぜられたときは、勤務した時間に対して 1 時間につき次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与月額額の 100 分の 125（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 150）、規則第 20 条第 1 項第 1 号の日曜日及び土曜日に勤務することを命ぜられたときは、勤務した時間に対して 1 時間につき次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与月額額の 100 分 135（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 160）を時間外勤務手当として支給する。なお、毎月 1 日を起算日とした 1 か月の法定時間外労働の時間数が 60 時間を超える場合、当該超えた分の勤務 1 時間につき、次条に規定する勤務 1 時間当たりの給与月額を 100 分の 25 を本条の時間外勤務手当に加えて支給する。

- 2 前項の規定は、第 20 条の 2 に規定する職務にある職員には適用しない。

（勤務 1 時間当たりの給与額）

第 14 条 勤務 1 時間当たりの給与額は、給料の月額に地域手当を加えて得た額を 1 か月の平均所定労働時間数（年間所定労働時間を 12 で除した時間数）で除した額とする。

（特殊勤務手当）

## 第 15 条 削除

(実施規定)

第 16 条 第 13 条に規定する時間外勤務手当の支給方法については、理事長が別に定める。

(期末手当)

第 17 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して 30 日を超えない範囲内において別に理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員（第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、100 分の 127.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 か月	100 分の 100
(2) 5 か月以上 6 か月未満	100 分の 80
(3) 3 か月以上 5 か月未満	100 分の 60
(4) 3 か月未満	100 分の 30

3 高年齢採用職員に係る前項の適用については、同項中「100 分の 127.5」とあるのは「100 分の 50」と読み替えるものとする。

4 前項に規定する在職期間の算出に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤勉手当)

第 18 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して 15 日をこえない範囲内において別に理事長が定める日に支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡

した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。)において受けるべき給料の月額及び地域手当の月額の合計額に理事長の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、前項の職員がその基準日現在において受けるべき給料の額及び地域手当の月額の合計額に100分の107.5(高年齢採用職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額を基準として定めるものとする。

(住居手当)

第19条 住居手当は、民間における生計費を考慮し、職務の級が1級から7級までの職員で次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員

(2) 削除

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に、100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)に11,000円を加算した額

(2) 削除

3 前2項に規定するもののほか、住宅手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(扶養手当)

第20条 扶養手当は、職務の級が1級から7級までの職員で、扶養親族のある職員に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)

(2) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

(4) 満 60 歳以上の父母及び祖父母

(5) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの扶養親族については、1 人につき 6,500 円、同項第 2 号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については、1 人につき 10,000 円とする。

4 扶養親族たる子のうち満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前 3 項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(管理職手当)

第 20 条の 2 管理又は監督の地位にある職員のうち事務局長、事務局次長及び事務局長補佐について、管理職手当を支給する。この場合において、その職員の属する級における最高の号俸の俸給月額の 100 分の 25 を超えない範囲内(別表第 4)で理事長が定める。

(管理職員特別勤務手当)

第 20 条の 3 管理職員が臨時又は緊急の必要性により土曜日、日曜日又は祝日法による休日若しくは年末年始の休日に勤務した場合において管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前条の勤務 1 回につき 6,000 円とする。ただし、6 時間を超える勤務については、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。



(派遣職員等)

第 21 条 センターの職員のうち、センターの要請に応じ、センターに派遣された松戸市職員の給与に関しては、松戸市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 26 年松戸市条例第 29 号)の例による。

2 センターの職員のうち臨時に雇用する者の給与に関しては、理事長が職員の給与との均衡を考慮し、別に定める。

(補則)

第 22 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、センター設立の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規程中第1条の規定は平成16年1月1日から、第2条の規定は平成同年4月1日から施行する。

### (平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成16年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第17条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成16年3月1日（期末手当について改正後の規程第10条第4項又は第17条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成15年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して理事長が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び給料の額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

- (2) 継続在職期間について改正後の規程の規定による給料月額により算定した場合の給料等の額の合計額

### (平成16年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 3 平成16年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第17条第2項の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6

か月」とあるのは「3 か月」と、同項第 2 号中「5 か月以上 6 か月未満」とあるのは「2 か月 15 日以上 3 か月未満」と同項第 3 号中「3 か月以上 5 か月未満」とあるのは「1 か月 15 日以上 2 か月 15 日未満」と、同項第 4 号中「3 か月未満」とあるのは「1 か月 15 日未満」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 16 年 4 月分から平成 18 年 3 月分までの住居手当に関する経過措置)

2 平成 16 年 4 月分から平成 18 年 3 月分までの住居手当に関するこの規程による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第 19 条第 2 項第 2 号の適用については、同号の規定中「7,000 円」とあるのは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 平成 16 年 4 月分から平成 17 年 3 月分まで 8,600 円

(2) 平成 17 年 4 月分から平成 18 年 3 月分まで 7,800 円

(平成 16 年 4 月分から平成 19 年 3 月分までの通勤手当に関する経過措置)

3 平成 16 年 4 月分から平成 19 年 3 月分までの通勤手当に関する改正後の規程別表第 3 の適用については、同表に定める自動車等の使用距離及びこれに対応する支給月額、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める表の自動車等の使用距離及びこれに対応する支給月額とする。

(1) 平成 16 年 4 月分から平成 17 年 3 月分まで

自動車等の使用距離	支 給 月 額
5km 未満	3,800 円
5km 以上 10km 未満	5,900 円
10km 以上 15km 未満	8,300 円
15km 以上 20km 未満	10,700 円
20km 以上 25km 未満	13,100 円
25km 以上 30km 未満	15,500 円
30km 以上 35km 未満	17,900 円
35km 以上 40km 未満	20,300 円
40km 以上 45km 未満	22,700 円
45km 以上 50km 未満	25,100 円
50km 以上 55km 未満	27,100 円

55km 以上 60km 未満	29,100 円
60km 以上 65km 未満	31,200 円
65km 以上 70km 未満	33,000 円
70km 以上 75km 未満	34,900 円
75km 以上 80km 未満	36,300 円
80km 以上	37,700 円

(2) 平成 17 年 4 月分から平成 18 年 3 月分まで

自動車等の使用距離	支給月額
5km 未満	3,000 円
5km 以上 10km 未満	5,100 円
10 km 以上 15km 未満	7,500 円
15 km 以上 20km 未満	9,900 円
20 km 以上 25km 未満	12,300 円
25 km 以上 30km 未満	14,700 円
30 km 以上 35km 未満	17,100 円
35 km 以上 40km 未満	19,500 円
40 km 以上 45km 未満	21,900 円
45 km 以上 50km 未満	24,300 円
50 km 以上 55km 未満	25,900 円
55 km 以上 60km 未満	27,500 円
60 km 以上 65km 未満	29,300 円
65 km 以上 70km 未満	30,500 円
70 km 以上 75km 未満	31,900 円
75 km 以上	32,300 円

(3) 平成 18 年 4 月分から平成 19 年 3 月分まで

自動車等の使用距離	支給月額
5km 未満	3,000 円
5km 以上 10km 未満	5,100 円
10 km 以上 15km 未満	7,500 円
15 km 以上 20km 未満	9,900 円
20 km 以上 25km 未満	12,300 円
25 km 以上 30km 未満	14,700 円
30 km 以上 35km 未満	17,100 円
35 km 以上 40km 未満	19,500 円
40 km 以上 45km 未満	21,900 円
45 km 以上 50km 未満	23,500 円
50 km 以上 55km 未満	24,700 円
55 km 以上 60km 未満	25,900 円

60 km 以上 65km 未満	27,400 円
65 km 以上 70km 未満	28,000 円
70 km 以上	28,900 円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 1 条の規定による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第 17 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成 17 年 4 月 1 日において職員が受けるべき給料、調整手当の月額  
の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属す  
る月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分  
の 0.36 を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(号俸の切替え)

- 2 平成 19 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日においてこの規程による改正前の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程別表第 1 給料表の適用を受けていた職員の切替日における号俸は、附則別表に定めるところにより、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及び期間に応じた号俸とする。

(号俸の切替えに伴う経過措置)

- 3 この規程による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程に基づく給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員に対し、その差額に相当する額を保障し給料として支給する。

附則別表

俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替表

旧号俸	職務の級 経過期間	新号俸					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満	9	1	1	1	1	1
	3月以上 6月未満	10	2	2	1	1	1
	6月以上 9月未満	11	3	3	1	1	1
	9月以上 12月未満	12	4	4	1	1	1
	12月以上	13	5	5	1	1	1
2	3月未満	13	5	5	1	1	1
	3月以上 6月未満	14	6	6	1	1	1
	6月以上 9月未満	15	7	7	1	1	1
	9月以上 12月未満	16	8	8	1	1	1
	12月以上	17	9	9	1	1	1
3	3月未満	17	9	9	1	1	1
	3月以上 6月未満	18	10	10	1	1	1
	6月以上 9月未満	19	11	11	1	1	1
	9月以上 12月未満	20	12	12	1	1	1
	12月以上	21	13	13	1	1	1
4	3月未満	21	13	13	1	1	1
	3月以上 6月未満	22	14	14	2	1	1
	6月以上 9月未満	23	15	15	3	1	1
	9月以上 12月未満	24	16	16	4	1	1
	12月以上	25	17	17	5	1	1

5	3 月未滿	25	17	17	5	1	1
	3 月以上 6 月未滿	26	18	18	6	1	1
	6 月以上 9 月未滿	27	19	19	7	1	1
	9 月以上 12 月未滿	28	20	20	8	1	1
	12 月以上	29	21	21	9	1	1
6	3 月未滿	29	21	21	9	1	1
	3 月以上 6 月未滿	30	22	22	10	1	1
	6 月以上 9 月未滿	31	23	23	11	1	1
	9 月以上 12 月未滿	32	24	24	12	1	1
	12 月以上	33	25	25	13	1	1
7	3 月未滿	33	25	25	13	1	1
	3 月以上 6 月未滿	34	26	26	14	1	1
	6 月以上 9 月未滿	35	27	27	15	1	1
	9 月以上 12 月未滿	36	28	28	16	1	1
	12 月以上	37	29	29	17	1	1
8	3 月未滿	37	29	29	17	1	1
	3 月以上 6 月未滿	38	30	30	18	2	1
	6 月以上 9 月未滿	39	31	31	19	3	1
	9 月以上 12 月未滿	40	32	32	20	4	1
	12 月以上	41	33	33	21	5	1
9	3 月未滿	41	33	33	21	5	1
	3 月以上 6 月未滿	42	34	34	22	6	1
	6 月以上 9 月未滿	43	35	35	23	7	1
	9 月以上 12 月未滿	44	36	36	24	8	1
	12 月以上	45	37	37	25	9	1
10	3 月未滿	45	37	37	25	9	1
	3 月以上 6 月未滿	46	38	38	26	10	1
	6 月以上 9 月未滿	47	39	39	27	11	1
	9 月以上 12 月未滿	48	40	40	28	12	1

	12 月 以上	49	41	41	29	13	1
11	3 月 未 滿	49	41	41	29	13	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	50	42	42	30	14	1
	6 月 以 上 9 月 未 滿	51	43	43	31	15	1
	9 月 以 上 12 月 未 滿	52	44	44	32	16	1
	12 月 以 上	53	45	45	33	17	1
12	3 月 未 滿	53	45	45	33	17	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	54	46	46	34	18	1
	6 月 以 上 9 月 未 滿	55	47	47	35	19	1
	9 月 以 上 12 月 未 滿	56	48	48	36	20	1
	12 月 以 上	57	49	49	37	21	1
13	3 月 未 滿	57	49	49	37	21	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	58	50	50	38	22	1
	6 月 以 上 9 月 未 滿	59	51	51	39	23	1
	9 月 以 上 12 月 未 滿	60	52	52	40	24	1
	12 月 以 上	61	53	53	41	25	1
14	3 月 未 滿	61	53	53	41	25	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	62	54	54	42	26	1
	6 月 以 上 9 月 未 滿	63	55	55	43	27	1
	9 月 以 上 12 月 未 滿	64	56	56	44	28	1
	12 月 以 上	65	57	57	45	29	1
15	3 月 未 滿	65	57	57	45	29	1
	3 月 以 上 6 月 未 滿	66	58	58	46	30	2
	6 月 以 上 9 月 未 滿	67	59	59	47	31	3
	9 月 以 上 12 月 未 滿	68	60	60	48	32	4
	12 月 以 上	69	61	61	49	33	5
16	3 月 未 滿	69	61	61	49	33	5
	3 月 以 上 6 月 未 滿	70	62	62	50	34	6
	6 月 以 上 9 月 未 滿	71	63	63	51	35	7



	9 月以上 12 月未滿	72	64	64	52	36	8
	12 月以上	73	65	65	53	37	9
17	3 月未滿	73	65	65	53	37	9
	3 月以上 6 月未滿	74	66	66	54	38	10
17	6 月以上 9 月未滿	75	67	67	55	39	11
	9 月以上 12 月未滿	76	68	68	56	40	12
	12 月以上	77	69	69	57	41	13
	3 月未滿	77	69	69	57	41	13
	3 月以上 6 月未滿	78	70	70	58	42	14
18	6 月以上 9 月未滿	79	71	71	59	43	15
	9 月以上 12 月未滿	80	72	72	60	44	16
	12 月以上	81	73	73	61	45	17
	3 月未滿	81	73	73	61	45	17
	3 月以上 6 月未滿	82	74	74	62	46	18
19	6 月以上 9 月未滿	83	75	75	63	47	19
	9 月以上 12 月未滿	84	76	76	64	48	20
	12 月以上	85	77	77	65	49	21
	3 月未滿	85	77	77	65	49	21
	3 月以上 6 月未滿	86	78	78	66	50	22
20	6 月以上 9 月未滿	87	79	79	67	51	23
	9 月以上 12 月未滿	88	80	80	68	52	24
	12 月以上	89	81	81	69	53	25
	3 月未滿	89	81	81	69	53	25
	3 月以上 6 月未滿	90	82	82	70	54	26
21	6 月以上 9 月未滿	91	83	83	71	55	27
	9 月以上 12 月未滿	92	84	84	72	56	28
	12 月以上	93	85	85	73	57	29
	3 月未滿	93	85	85	73	57	
	3 月以上 6 月未滿		86	86	74	58	

22	6 月以上 9 月未滿		87	87	75	59	
	9 月以上 12 月未滿		88	88	76	60	
	12 月以上		89	89	77	61	
23	3 月未滿		89	89	77	61	
	3 月以上 6 月未滿		90	90	78	62	
	6 月以上 9 月未滿		91	91	79	63	
	9 月以上 12 月未滿		92	92	80	64	
	12 月以上		93	93	81	65	
24	3 月未滿		93	93	81		
	3 月以上 6 月未滿		94	94	82		
	6 月以上 9 月未滿		95	95	83		
	9 月以上 12 月未滿		96	96	84		
	12 月以上		97	97	85		
25	3 月未滿		97	97	85		
	3 月以上 6 月未滿		98	98	86		
	6 月以上 9 月未滿		99	99	87		
	9 月以上 12 月未滿		100	100	88		
	12 月以上		101	101	89		
26	3 月未滿		101	101			
	3 月以上 6 月未滿		102	102			
	6 月以上 9 月未滿		103	103			
	9 月以上 12 月未滿		104	104			
	12 月以上		105	105			
27	3 月未滿		105	105			
	3 月以上 6 月未滿		106	106			
	6 月以上 9 月未滿		107	107			
	9 月以上 12 月未滿		108	108			
	12 月以上		109	109			

28	3月未満		109				
	3月以上 6月未満		110				
	6月以上 9月未満		111				
	9月以上 12月未満		112				
	12月以上		113				
29	3月未満		113				
	3月以上 6月未満		114				
	6月以上 9月未満		115				
	9月以上 12月未満		116				
	12月以上		117				

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定（第18条第2項の規定を除く。）は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 改正後の規程第18条第2項の規定は、平成19年12月1日から適用する。  
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 4 平成19年4月1日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が定めるところによる。  
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)
- 5 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又は受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号

俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

- 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定の適用については、第 17 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、第 18 条第 2 項中「100 分の 75」とあるのは「100 分の 70」とする。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第 18 条及び公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の勤勉手当について適用する。この場合において、改正前の規定による勤勉手当と改正後の規定による勤勉手当の差額の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日の前日から引き続き在職する職員のうち改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程の適用を受ける者の当該施行日における号俸は、理事長が定める。この場合において、当該号俸は、施行日の前日における給料月額を下回ることができない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会承認の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程の規定及び第 3 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 第 1 条の規定による改正前の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程又は第 3 条の規定による公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の各規程の規定による給与の内払いとする。

(扶養手当に関する特例)

- 4 第 2 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第 20 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間における扶養手当の月額は、同項第 1 号に該当する扶養親族たる配偶者については 10,000 円、同項第 2 号に規定する扶養親族たる子については 8,000 円、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合における同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族たる父母等のうち 1 人については 9,000 円とする。

(補則)

- 5 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、理事会承認の日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程の規定及び第 2 条の規定による改正後の公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払い)

- 3 第 1 条の規定による改正前の公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程又は第 2 条の規定による公益社団法人松戸市シルバー人材センター再雇用職員就業規程の規定に基づいて支給された給与は、この規程による改正後の各規程の規定による給与の内払いとする。

(補則)

- 4 この規程に定めるもののほかこの規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 5 月 27 日から施行する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程第17条第2項の規定により算出される期末手当の額にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から令和3年12月に支給された期末手当の額に、127.5分の15を減じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「給与規程」という。別表第1の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程第17条第2項、同条第3項及び第18条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。

#### （給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和6年3月19日から施行する。
- 2 第1条の規定（この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「給与規程」という。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

#### （給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とする。

- 1 この規程は、令和 6 年 1 月 15 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（この規程は、公益社団法人松戸市シルバー人材センター職員給与規程（以下「給与規程」という。別表第 1 の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（給与規程第 17 条第 2 項、同条第 3 項及び第 18 条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第 1 条の規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程の規定による給与の内払とする。

別表第 1

給料表

単位：円

職務の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	174,253	218,000	253,300	274,500	296,200	319,800	352,600	183,500
2	174,253	219,500	254,300	276,100	297,900	321,700	355,200	184,600
3	174,253	221,000	255,300	277,700	299,600	323,600	357,800	185,800
4	174,253	222,500	256,300	279,300	301,300	325,500	360,400	186,900
5	174,253	224,000	257,300	280,900	303,000	327,400	363,000	188,000
6	174,253	225,500	258,300	282,500	304,700	329,300	365,600	189,700
7	174,253	227,000	259,300	284,100	306,400	331,200	368,200	191,300
8	174,253	228,500	260,300	285,700	308,100	333,100	370,800	192,900
9	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	194,500
10	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	196,200
11	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	197,800
12	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	199,400
13	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	201,000
14	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	202,700
15	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	204,400
16	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	206,100
17	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	207,400
18	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	209,000
19	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	210,600
20	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	212,100
21	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	213,600
22	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	215,200



23	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	216,800
24	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	218,400
25	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	220,000
26	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	221,700
27	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	223,000
28	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	224,300
29	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	225,600
30	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	226,700
31	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	227,800
32	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	228,900
33	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	230,000
34	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	231,100
35	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	232,200
36	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	233,300
37	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	234,400
38	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	235,400
39	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	236,400
40	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	237,300
41	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	
42	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	
43	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	
44	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	
45	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	
46	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	
47	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	
48	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	
49	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	
50	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	
51	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	
52	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	
53	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	
54	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000	
55	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400	
56	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100	
57	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600	
58	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000	
59	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400	
60	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800	
61	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200	
62	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600	
63	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000	
64	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300	
65	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600	
66	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000	
67	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300	
68	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600	
69	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900	
70	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		
71	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		
72	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		
73	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		
74	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		

75	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		
76	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		
77	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		
78	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		
79	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		
80	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		
81	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		
82	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		
83	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		
84	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		
85	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		
86	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		
87	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		
88	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		
89	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		
90	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		
91	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		
92	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		
93	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		
94	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			
95	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			
96	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			
97	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			
98	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			
99	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			
100	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			
101	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			
102		299,400	347,400					
103		299,700	347,800					
104		300,100	348,200					
105		300,300	348,400					
106		300,600	348,800					
107		301,000	349,200					
108		301,400	349,500					
109		301,600	349,800					
110		301,900	350,200					
111		302,200	350,600					
112		302,500	351,000					
113		302,700	351,500					
114		303,000	351,900					
115		303,300	352,300					
116		303,600	352,700					
117		303,800	353,200					
118		304,200	353,600					
119		304,600	353,900					
120		304,900	354,200					
121		305,100	354,700					
122		305,300						
123		305,600						
124		306,000						
125		306,200						
126		306,400						

127		306,700						
128		307,000						
129		307,400						
130		307,600						
131		307,900						
132		308,200						
133		308,500						
備考	事務員	主事	主任	係長・主査	事務局長補佐 主幹・係長	事務局長・ 事務局次長	事務局長	指導員

備考 この表の規定にかかわらず、当分の間、事務局長（高年齢採用職員）の給料月額は、350,000 円の範囲内で理事長が定める。この場合において、通勤手当並びに期末手当及び勤勉手当以外の手当は、支給しないものとする。

## 別表第 2

### 給料表級別職務区分表

区 分	職 制 名	職務の内容
1 級	事 務 員	事務員の職務
2 級	主 事	主事の職務
3 級	主 任	主任の職務
4 級	係長・主査	係長・主査の職務
5 級	事務局長補佐・主幹・係長	事務局長補佐・主幹・係長の職務
6 級	事務局長・事務局次長	事務局長・事務局次長の職務
7 級	事務局長	事務局長の職務
8 級	指 導 員	高齢者の職務

## 別表第 3（第 12 条関係）

自動車等の使用距離	支 給 月 額
5km 未満	2,000 円
5km 以上 10km 未満	4,200 円
10 km 以上 15km 未満	7,100 円
15 km 以上 20km 未満	10,000 円
20 km 以上 25km 未満	12,900 円

25 km 以上 30km 未満	15,800 円
30 km 以上 35km 未満	18,700 円
35 km 以上 40km 未満	21,600 円
40 km 以上 45km 未満	24,400 円
45 km 以上 50km 未満	26,200 円
50 km 以上 55km 未満	28,000 円
55 km 以上 60km 未満	29,800 円
60 km 以上	31,600 円

別表第 4 (第 20 条の 2 関係)

区分	職 制 名	管理職手当の額
5 級	事務局長補佐	48,960 円
6 級	事務局長・事務局次長	63,720 円
7 級	事務局長	72,270 円